

## これから悩む！消費税率引き上げによる影響 Q&A <<前編>>

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引き上げに関して、住宅の購入等契約書を取り交わして資産の譲渡等が行われるものについては、6 か月前の平成 25 年 9 月 30 日までに契約を済ませれば現行の消費税率が適用されることは、ご存じのとおりです。

その頃のニュースでは、結婚式場を例にして、よく取り上げていました。

既に 9 月末日は経過しましたが、これからでも“悩む！消費税率引き上げによる影響”を Q&A 形式で考えます。

会社経営をしていて一般的に当てはまる Q であったり、消費者の立場で気になる Q を用意しています。ゆっくり、最後までご覧ください。



### 目次

#### <<前編>>

- Q1 施行日の前日までに購入した在庫品
- Q2 施行日を含む 1 年間の役務提供
- Q3 経過措置適用工事に係る請負額の増減

#### <<後編>>

- Q4 賃貸借契約に関する経過措置
- Q5 通信販売等に関する経過措置
- Q6 有料老人ホーム(介護サービス)に関する経過措置

Q1 施行日の前日(平成 26 年 3 月 31 日)までに仕入れた商品を施行日以後に販売した場合、消費税率の適用関係はどのようになりますか。

A1 当該販売については新消費税法(新税率)が適用されますが、商品の仕入れについては、施行日の前日までに行われたものですから、**課税仕入れに係る消費税額は旧消費税法の規定に基づき計算**することになります。(経過措置通達 3)

Q2 平成 26 年 3 月 1 日に、同日から 1 年間のコピー機械等のメンテナンス契約を締結するとともに、1 年分のメンテナンス料を受領した場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。

A2 当該役務提供は、物の引き渡しを要しないものですから、資産の譲渡等の時期は役務の全部を完了する日である平成 27 年 2 月 28 日になります。よって、施行日以後に行う課税資産の譲渡等となりますから、**原則として新消費税法(新税率)が適用**されます。ただし、契約又は慣行により、1 年分の対価を収受することとしており、事業者が継続して当該対価を収受したときに収益に計上しているときは、施行日の前日(平成 26 年 3 月 31 日)までに収益に計上したものについて旧消費税法(旧税率)を適用することができます。

Q3 当社が平成 25 年 9 月末日までに受注した契約の中には、契約額が増額する場合や逆に減額する場合があります。

このように請負金額の増減が指定日(平成 25 年 10 月 1 日)以後に行われた場合、経過措置の適用関係はどうようになりますか。

A3 **改正法附則第 5 条第 3 項**「工事の請負に関する税率等の経過措置」に規定する経過措置が適用される工事について、**指定日以後に対価の額が増額された場合には、その増額部分についてはこの経過措置は適用されません。**

**改正法附則第 5 条第 3 項**「工事の請負に関する税率等の経過措置」に規定する経過措置の適用対象となる契約は、平成 8 年 10 月 1 日から指定日の前日(平成 25 年 9 月 30 日)までの間に締結した次の契約をいいます(**改正法附則 5③**)。

① 工事の請負に係る契約

日本標準産業分類(総務省)の大分類の建設業に分類される工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいいます(**経過措置通達 10**)。

② 製造の請負に係る契約

日本標準産業分類(総務省)の大分類の製造業に分類される製造につき、その製造に係る目的物の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいいます(**経過措置通達 11**)。

(注)製造物品であっても、その製造がいわゆる「見込み生産」によるものは「製造の請負に係る契約」によって製造されたものにはなりません。

③ これらに類する契約

測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び管理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約(委任その他の請負に類する契約を含みます。)で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引き渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されるものをいいます(改正令附則 4⑤)。

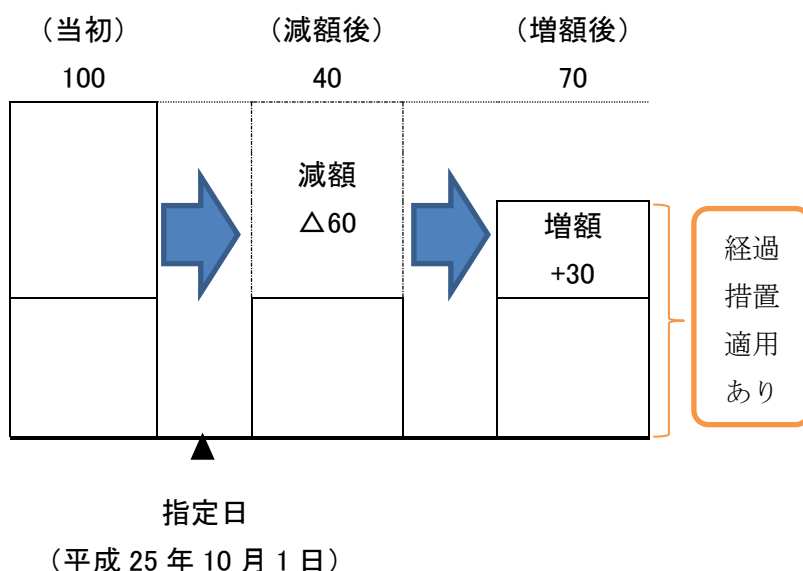
(注)「仕事の内容につき相手方の注文が付されるもの」には、建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものも含まれます。

したがって、経過措置が適用される工事に係る請負金額(対価の額)について、指定日以後に変更が生じた場合には、当初契約の請負金額との差額により次のとおり取り扱われます。

《最終の請負金額が当初契約の請負金額より少ない場合》

最終の請負金額の全額が経過措置の適用対象となります。

[例]



《最終の請負金額が当初契約の請負金額より多い場合》

当初契約の請負金額を超える部分については、経過措置が適用されません。つまり、新税率が適用されます。

[例]

